

# 1 年金制度の変化

少子高齢化の時代、日本の年金制度をしっかりと考えましょう。

## (1) 年金の種類と財源

人が年老いた時に安心して生活できるようにするために年金（老齢年金）という制度があります。日本では原則として全国民が**基礎年金（国民年金）**制度に加入することになっており、会社員と公務員はその上にそれぞれ**厚生年金**や、**共済年金**にも加入する形になっています。

年金の財源の集め方を大別すると積立方式と賦課（ふか）方式の2種類があります。積立方式は現役世代の間に自分で年金の掛け金を積み立てておき、高齢になってから自分で受け取っていく方式です。そのため少子高齢化が進んでもその影響を受けにくいことが長所です。短所はインフレが続くと積み立てたお金の価値が目減りし、老後の生活に必要な年金を受け取れなくなってしまう恐れがあることです。

賦課方式はその時点の現役世代がその時点の高齢者の年金を負担する方式です。長所としてはインフレによる悪影響を受けないことがあり、短所としては人口の高齢化が進むと現役世代の負担が重くなりすぎることがあります。日本の国民年金制度発足時は積立方式を採用していました。その後1960～70年代にインフレが続いたことと、制度が生まれた時点ですでに中高年となっていた人々が積み立て不足で年金を十分受けられなくなってしまうため、賦課方式との折衷的（せっちゅうてき）な方式（修正積立方式）に変わり、現在では賦課方式を基本としています。



## (2) 確定拠出（きょしゅつ）年金と自己選択

年金には掛け金の支払いと年金の給付について、大別すると2種類あります。1つが**確定給付型年金**で、従来の制度です。この制度では国や企業などが年金給付額を約束するかわりに、現役世代の時に払う掛け金は変動します。前述したように高齢化が進みながら、賦課方式の比重が高い現行方式を採用していると現役世代の負担が重くなりがちです。そこで、公的年金を補う企業年金等において、2001年6月に**確定拠出年金法**が成立しました。この**確定拠出年金**は、拠出された掛け金が個人ごとに明確に区分され、掛け金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金です。

確定拠出年金は、公的年金制度に企業や個人が上乘せたいと考える場合、従来型の確定給付型の企業年金等に加えた新たな選択肢の1つです。掛け金を預貯金、債券、信託、株式などどのように運用するかは加入者が自己責任で判断することになりますから、運用結果次第で年金の受取額は変動します。加入者は転職した場合、就職先の企業が確定拠出年金制度を実施していれば転職先に持ち運ぶことができます。

確定給付型年金・確定拠出型年金の比較表

(出所:厚生労働省年金局作成のパンフレット「確定拠出年金制度のあらまし」)

|       | 確定給付型年金        | 確定拠出型年金                    |
|-------|----------------|----------------------------|
| 運用の主体 | 企業などが運用方法を決定   | 個々の加入者が運用方法を決定             |
| 資産の管理 | 資産を一括して管理      | 個人ごとに資産を管理                 |
| 年金額   | 企業などが将来の年金額を約束 | 企業などは年金額を約束せず、運用収益によって額が決定 |